

令和元年度第 2 回

大阪府都市計画審議会資料

令和元年度第2回 大阪府都市計画審議会

資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
452	北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	1
453	南部大阪都市計画臨港地区の変更	5

北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市名	変更の概要
摂津市	「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」 ・千里丘駅西地区を追加する。

2. 変更理由

都市再開発法第2条の3第2項の規定による都市再開発の方針について、再開発の整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。

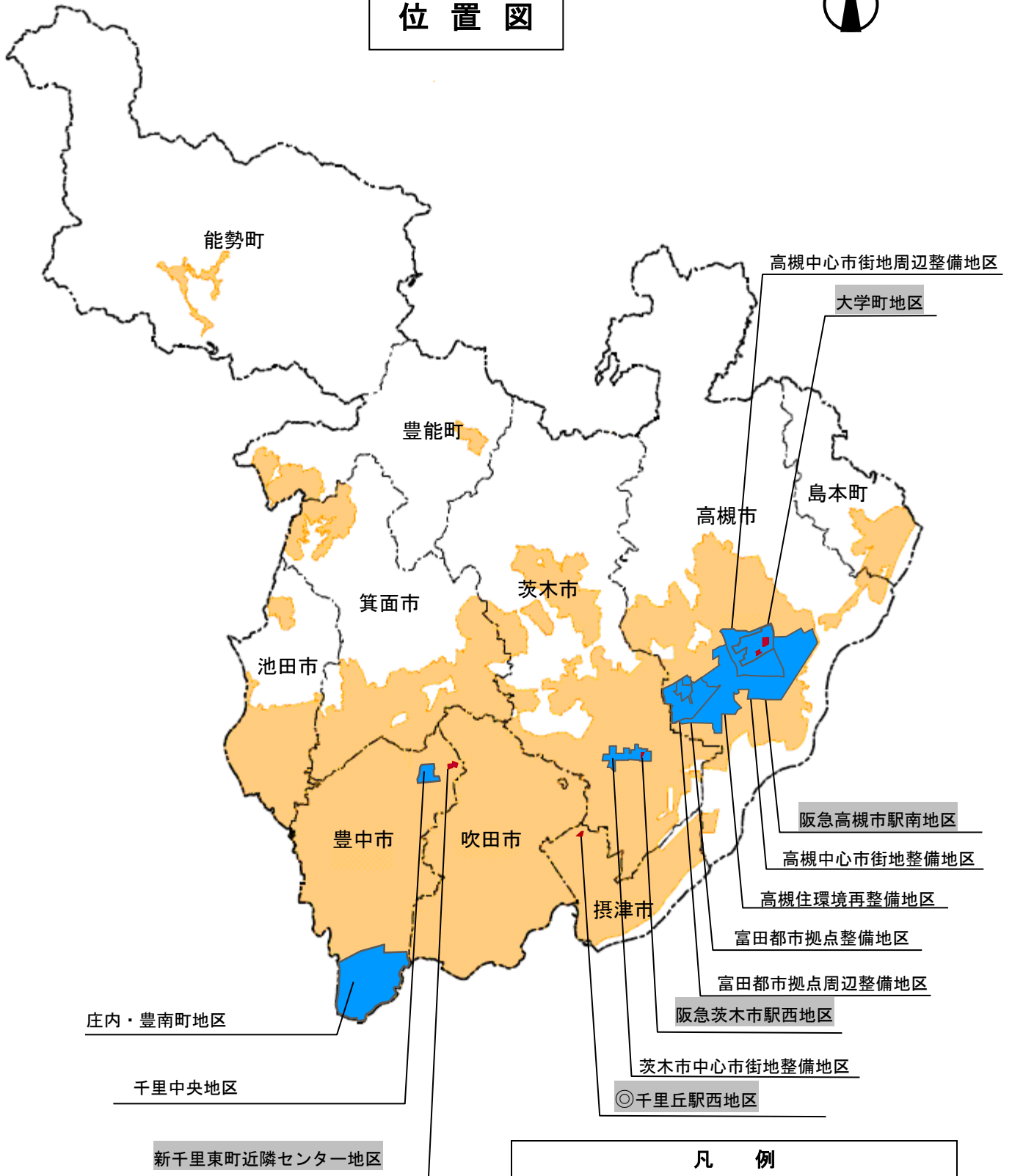
新旧対照表





※下線部が変更箇所

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更前		(指定なし)										
変更後	224-1-1	<u>千里丘駅西地区</u>	約2.3ha	摂津市	<u>交通結節機能の強化、計画的な土地の高度利用等により良好な住環境を形成し、併せて都市機能を充実させることで、駅前にふさわしい集約的な拠点形成を図る。</u>	<u>交通結節機能を整備し、土地の高度利用による駅前にふさわしい商業業務・公益的施設及び居住機能等の整備による都市機能の充実、集約的な拠点形成を図るとともに、建替促進を図る。</u>	<u>街区を共同化し、商業業務・公益的施設、共同住宅等からなる施設建築物に再編し、併せて公共的空間の確保により、周辺環境への配慮を行う。</u> <u>また、都市計画道路の整備に伴う波及効果により、建築物の建替促進を図る。</u>	<u>都市計画道路千里丘駅前線、駅前広場や区画道路、立体横断通路等を整備する。</u>		<u>市街地再開発事業</u>		

位置図



凡 例	
	計画的な再開発が必要な市街地
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
	今回変更する地区
	市街化区域

北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

計 画 図



南部大阪都市計画〔泉大津市〕臨港地区の変更（大阪府決定）

1. 変更内容（新旧対照表）

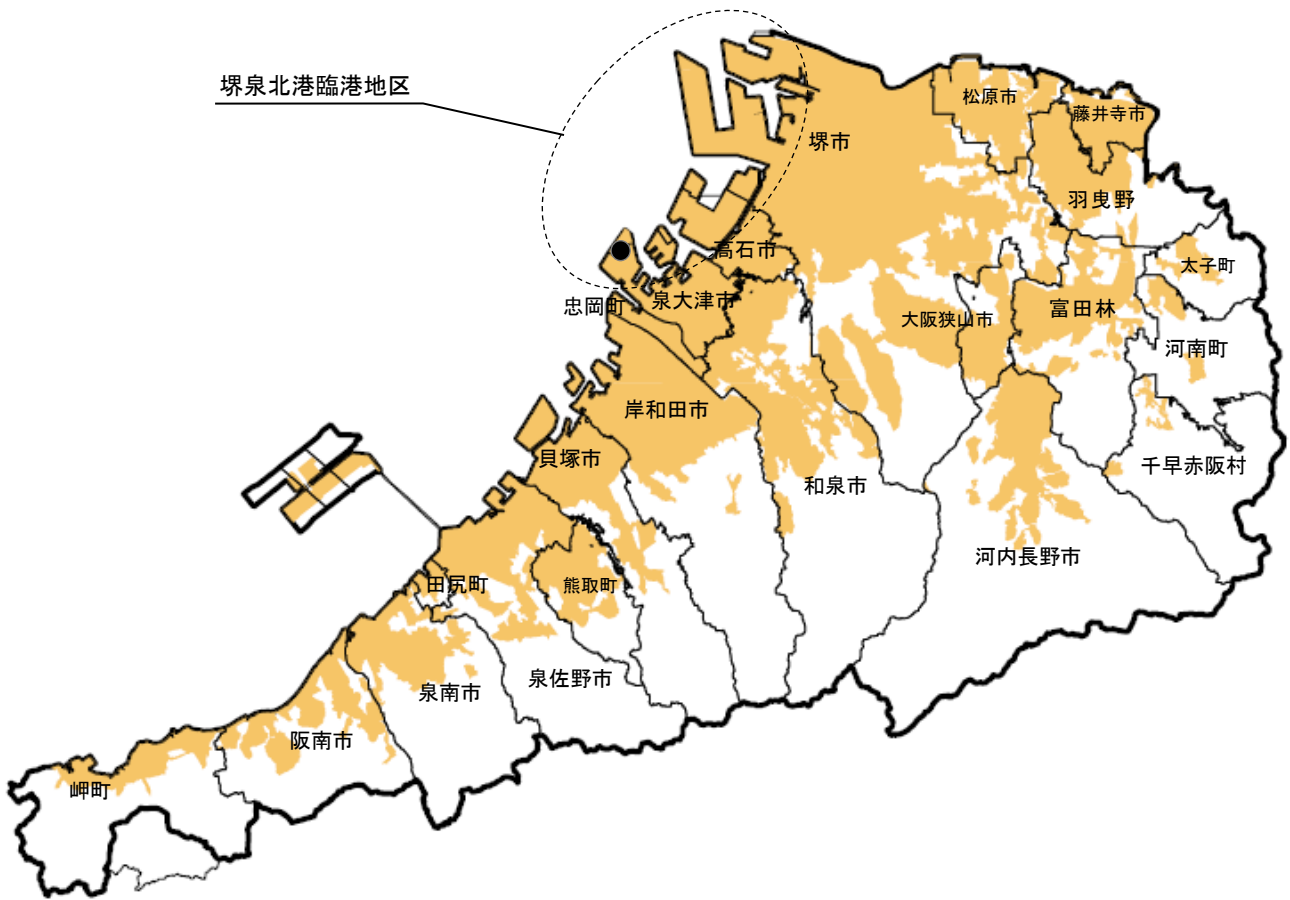
名 称	面 積	備 考
堺泉北港臨港地区	約 1,748.0ha (約 1,741.5ha)	商港区 約 319.5ha (約 313.0ha)
		工業港区 約1279.0ha
		修景厚生港区 約 58.2ha
		無分区 約 91.3ha

下段（ ）内は、旧値を示す。

2. 変更理由

堺泉北港において埋立が一部完了し、港湾を管理運営するため、本案のとおり臨港地区を変更しようとするものである。

位置図



凡例			
	都市計画区域		市町村界
	市街化区域		臨港地区の変更

計画図（新旧対照図）

堺泉北港臨港地区（泉大津市）

